

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年八月二十一日開催の社員総会の決議により同年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月七日

神奈川県秦野市本町一丁目九番六号

医療法人社団徳医会
清算人 安部 雅夫

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年八月一日、高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月七日

主たる事務所 香川県仲多度郡まんのう町炭所西九四五番地
宗教法人志福寺
香川県丸亀市風袋町二〇九番地セントラル丸亀ビル四階
丸亀城北法律事務所
清算人 弁護士 石井 研也

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年八月十九日新宿区長の認可により、解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月七日

東京都新宿区四谷四丁目二八二〇一七〇一
御苑コーポビータネーズマンション敷地売却組合
清算人 森田 健一

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年八月十六日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月七日

神奈川県伊勢原市東成瀬四九番地の一
ロータリーライフ伊勢原管理組合法人
清算人 岩城 有子

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年三月二十六日開催の理事会及び評議員会の決議により、令和八年七月八日文科省の認可を受けて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月七日

京都市下京区室町通四条下る鶏鉾町四九一
番地
学校法人池坊学園
清算人 小林 章博

解散公告(第二回)

当法人は、社員の欠亡により、令和八年七月十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月七日

奈良県生駒市壱分町八三番地五五
医療法人辻産婦人科
清算人 辻 有加

解散公告(第二回)

当法人は、社員の欠亡により令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月七日

奈良市高畑町一一二番地
医療法人矢追医院
清算人 矢追 公一

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年七月九日福岡地方裁判所小倉支部の解散命令の確定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。尚、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月七日

北九州市小倉北区片野新町二一一二二一
朝日センタービル二〇一 小倉東総合法律事務所
宗教法人眞言宗醍醐派修験不動産院教会
清算人 弁護士 白石 覚

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年七月二十二日札幌地方裁判所室蘭支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月七日

北海道室蘭市東町二丁目二七番四号セミナールビル三階弁護士法人北海道みらい法律事務所
宗教法人金毘羅伊達教会
清算人 弁護士 増川 拓

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年七月十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月三十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月七日

横浜市中区茅ヶ崎南五丁目一番一〇号
医療法人社団昂
清算人 吳橋 和子

第七十八期決算公告

(令和八年三月三十一日現在)

貸借対照表
資産の部
流動資産
固定資産
合計

二、五六四、六五四
一、二四〇、二二五
三、八〇四、八七九
負債及び純資産の部
流動負債
固定負債
株主資本
利益剰余金
利益準備金
その他利益剰余金
(うち当期純利益)

一、六三五、六八九
五四五、九二〇
一、六二三、二七〇
五〇、〇〇〇
一、六〇三、一〇二
一二、五〇〇
一、五九〇、六〇二
(一五、八九七)

三、八〇四、八七九
合計
令和八年六月十九日
東京都世田谷区成城八丁目三〇番一〇号
永興電機工業株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道石狩市花川北四条四丁目一三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 鹿島 照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日
札幌市中央区大通西九丁目キタコーセン
タービルディング六階 岩本・佐藤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中澤 拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市大字関根字前浜四二番地四六、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 坪 長一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日
青森県むつ市金谷二丁目一番二七号 中央ビル二階 むつ下北法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小林 聖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市内郷高坂町一丁目一七番地三、最後の住所福島県いわき市平藤間字川前六三番地の一公益財団法人磐城済世会舞子浜病院(住民票上の住所 福島県いわき市内郷高坂町一丁目一七番地の三)
被相続人 亡 小野健太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日
福島県いわき市好間町中好間字八反田一六番地一 三共ビル二階二〇二号 いわきグリーン法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐藤 慎也